

大阪府立山田高等学校における校内清掃作業・施設等維持管理業務について、  
次のとおり公表します。

【契約締結前の公表】

大阪府立山田高等学校がシルバーパートナーセンターから業務委託の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、大阪府財務規則第61条の3の規定により公表する。

平成31年3月22日

大阪府立山田高等学校校長 今堀 直三

1. 業務内容 校内清掃作業・施設等維持管理業務委託
2. 発注件数 1件
3. 契約期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日
4. 契約の相手方の決定方法 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による随意契約